相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市河和田町四四五六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　河尾紳一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

茨城県水戸市大町一―二―二七　あおい法律事務所

相続財産清算人　弁護士　小林　憲生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県八潮市大字古新田一〇七一番地五八、最後の住所埼玉県入間郡毛呂山町大字市場一一〇七番地一第三光風寮　被相続人　亡　山内　敏之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

埼玉県富士見市大字上南畑二〇四九番地　若野法律事務所

相続財産清算人　弁護士　若野　滋男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区三園一丁目四一番、最後の住所千葉県八千代市小池三九三番地　小池更生園　被相続人　亡　菅井　昭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

事務所千葉市中央区中央三丁目五番一号千葉中央トーセイビル九階　藤井・滝沢綜合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　朝倉　賢大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区桜新町二丁目三三〇番地、最後の住所東京都世田谷区桜新町二丁目一番六号　被相続人　亡　五味　正明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月十三日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

東京都中央区銀座二丁目五番七号ＧＭ―二ビル六階　寺本法律会計事務所

相続財産清算人　弁護士　寺本　吉男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区神田小川町三丁目六番地一〇、最後の住所東京都国分寺市並木町二丁目三二番地三　被相続人　亡　青山　孝一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

事務所東京都日野市多摩平一丁目一一番地の四　かたくり法律事務所

相続財産清算人　弁護士　古田　理史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県三条市如法寺六八四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　西澤　忠利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

事務所新潟県三条市興野一丁目一四番三四号ひめさゆり法律事務所

相続財産清算人　弁護士　谷口　雅大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県十日町市卯二〇番地、最後の住所新潟県十日町市新座甲六〇九番地二特別養護老人ホーム三好園しんざ　被相続人　亡　金子　重信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

事務所新潟県十日町市本町六の一丁目七一番地二六クロステン四階　十日町みなと法律事務所

相続財産清算人　弁護士　関　雅夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県高岡市福岡町下蓑新三四四番地、最後の住所富山県高岡市福岡町下蓑新三九二番地二　被相続人　亡　酒井　一雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

富山県高岡市中川本町八番一号鍛治・谷口法律事務所　相続財産清算人　谷口　央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県高島市今津町弘川一二四五番地六二、最後の住所滋賀県高島市今津町弘川一二四五番地六二　被相続人　亡　石倉　敏夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月十一日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

滋賀県大津市坂本六丁目八番九号　相続財産清算人　弁護士　岩崎　敏郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府池田市旭丘一丁目一一番、最後の住所京都府舞鶴市字安岡一〇五二番地三〇　被相続人　亡　出水　隆一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

京都府舞鶴市字南田辺四三番地一舞邦ビル三階　富永・大西法律事務所

相続財産清算人　弁護士　富永　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉南郡南中通村大字安松一〇一一番地、最後の住所大阪府泉佐野市南中安松一〇一一番地　被相続人　亡　桝谷増太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

大阪市中央区今橋二丁目二番二号南都銀行大阪北浜ビル八階　速見・溝内法律事務所

相続財産清算人　弁護士　溝内伸治郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市大庄西町一丁目三九九番地、最後の住所大阪府茨木市春日三丁目五番一五号アプリシエイト茨木　被相続人　亡　山下　俊郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

大阪市中央区高麗橋二丁目三番一五号上喜ビル五階

相続財産清算人　弁護士　一津屋香織

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県南九州市頴娃町上別府三一〇八番地、最後の住所大阪府枚方市津田東町二丁目一番一号　被相続人　亡　郡山　和美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

大阪市中央区高麗橋一―五―一四メゾンドール高麗橋六〇五

相続財産清算人　弁護士　城之内太志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市住吉区我孫子西一丁目一五番地、最後の住所大阪市住吉区庭井一丁目三番一八号　被相続人　亡　上野　和幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十日

大阪市中央区本町一丁目七番七号ＷＡＫＩＴＡ堺筋本町ビル四階

相続財産清算人　弁護士　朝野　修治